

住居確保給付金のご案内

白山市から家主さん（不動産会社等）に一定期間、家賃相当額を支給します。

【家賃支給上限額】 ※支給期間：原則3カ月（最長12カ月）

■単身世帯	：月 31,000 円	■6人世帯	：月 43,000 円
■2人世帯	：月 37,000 円	■7人世帯	：月 48,100 円
■3～5人世帯	：月 40,100 円		

<対象>以下の1～3全てにあてはまる方が対象となります。

1 主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が離職・廃業と同程度まで減少している方

※ 離職等により、主たる生計維持者となった場合も含まれます。

2 申請月の世帯収入および金融資産が以下の(1)(2)の条件を満たす方

(1) 世帯収入額（申請月の収入）の合計額が次の表の「③収入基準上限額」以下である。

(2) 金融資産（預貯金額）が次の表の「④金融資産額」以下である。

<基準額等：白山市>

世帯人数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯
①家賃支給上限額	31,000	37,000	40,100	40,100	40,100	43,000	48,100
②基準額	78,000	115,000	140,000	140,000	140,000	175,000	209,000
③収入基準上限額（①+②）	109,000	155,000	180,000	180,000	180,000	215,000	249,000
④金融資産額	468,000	690,000	840,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

※ 支給額の上限は世帯人数に応じ、上の表の「①家賃支給上限額」までとなります。

※ 世帯収入額が上の表の「②基準額」を超える場合は、以下の計算式により、支給額を計算します。

（ただし、世帯収入額が「③収入基準上限額」を超える場合は、支給対象外となります。）

<計算式> ※令和2年7月3日算定方法改正

①実際の家賃額 + 「②基準額」 - ③世帯収入額 = 支給額（※上限あり）

（例）1人世帯で実際の家賃額が40,000円、③世帯収入額が90,000円の場合、

①40,000円 + ②78,000円 - ③90,000円 = 28,000円（支給額）

3 誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

(1) 当初・延長・再延長中（1カ月目～9カ月目）の受給者の求職活動要件

イ) 離職・廃業

- ①申請時の公共職業安定所（ハローワーク）への求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立相談支援機関（くらしサポートセンターはくさん）との面談等 ※1
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

ロ) 休業等

- ①月に1回以上の自立相談支援機関（くらしサポートセンターはくさん）との面談等 ※1
- ②申請・延長・再延長の際、休業等の状況について自立相談支援機関（くらしサポートセンターはくさん）へ報告 ※2
- ③申請・延長・再延長決定時に、自立相談支援機関（くらしサポートセンターはくさん）における面談を実施し、本人に応じた活動方針を決定する（プラン決定を前提としています。）

(2) 再々延長中（10～12カ月目）の受給者の求職活動要件

イ) 全ての受給者

- ①ハローワークへの求職活動 ※3
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の自立相談支援機関（くらしサポートセンターはくさん）との面談等※1
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談等
- ⑤週に1回以上の企業等への応募・面接の実施

※1 求職活動等報告書（参考様式9）の郵送、電子データの送付及び電話等による報告も可能。

※2 求職活動等報告書（参考様式9）において確認可能。なお、郵送、電子データによる送付による報告を受けた場合は、可能な限り本人に対して電話等により本人の状況把握を行います。

※3 再々延長時におけるハローワークへの求職申込の時期については、再々延長申請と多少の前後が生じても差し支えないこととします。

(3) 再々延長（10～12カ月目）申請時における資産要件

再々延長を申請する方の資産要件については、（再々延長の）申請日の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に3を乗じた額（当該額が50万円を超える場合は50万円）以下であることとします。